標柱十一号から一六四度四二分一七秒　七九・五六一メートルの地点　十二号
標柱十二号から七八度五八分三七秒　九八・四〇二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四四度六分一九秒　四三・五八五メートルの地点　十四号
標柱十四号から一八〇度五七分一秒　一三・三〇一メートルの地点　十五号
標柱十五号から二一五度五三分三六秒　五五・七三八メートルの地点　十六号

○国土交通省告示第三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石上中谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第三百六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県延岡市北方町板上

字石上　戊一一五九番地先道路敷　一号
戊一一三七番　二号
戊一〇八二番一六　三号
戊一〇八二番一五　四号
戊一二〇八番二〇　五号
戊一二〇八番二三　六号
戊一二〇八番四九　七号
戊一二〇四番　八号
戊一〇八二番一八　九号
戊一一五五番一　十号
戊一一五六番イ地先道路敷　十一号

○国土交通省告示第三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下坪沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字中道平　七七番一　一号及び二号
字柏木山　四七八番一　三号から十六号まで
字柏木平　七四番一　十七号から二十一号まで

○国土交通省告示第三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下坪上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字中道平　九三番　一号及び九十三号
九四番一　二号及び三号
九四番二　四号
九九番　五号及び六号
一〇〇番　七号
一〇二番　八号及び九号
一〇三番　十号
一〇六番一　十一号及び十二号
一〇六番三　十三号から十五号まで
一〇六番二　十六号
一〇八番　十七号及び十八号
一〇九番　十九号
一一〇番　二十号
一一一番　二十一号
一一三番一　二十二号から二十五号まで
一一四番　二十六号
一一二番　二十七号から三十五号まで
一〇五番　三十六号及び三十七号
一〇五番地先無番地　三十八号及び三十九号
一〇一番一　四十号
九六番　四十一号から四十六号まで
九五番　四十七号及び四十八号
九五番地先無番地　四十九号
九一番　五十号、五十一号、八十九号及び九十号
八八番一　五十二号及び八十八号
八九番　五十三号、五十四号、八十五号及び八十六号
八九番地先無番地　五十五号及び八十七号
九二番　五十八号及び九十一号
八七番　五十九号から六十五号まで
八二番　六十六号から七十二号まで
八八番二　七十三号から八十三号まで
八九番　八十四号
九〇番　八十五号及び八十六号
九八番　八十七号及び八十八号
栃木県日光市芹沢
字毛ミヤ窪　四七六番　八十九号及び九十号

○国土交通省告示第四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝向沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字中村平　一四二番二　一号から四号まで
一四四番一　九号から十二号まで
一四五番一　十三号から十六号まで
一四六番一　十九号
一四六番二　二十号から二十九号まで
一四八番　三十号及び三十一号
一五〇番　三十二号から三十五号まで
一五二番　三十六号及び三十七号
一五四番一　三十八号から四十一号まで
一三五番一　六十二号から六十九号まで
一三九番一　七十号から七十五号まで
一四一番　七十六号から八十一号まで
字中道平　一四四番二　五号から八号まで
字中村道　一四五番二　十七号及び十八号
字ヘビ窪　四六六番　四十二号から四十四号まで
四六八番　四十五号及び四十六号
四七〇番　四十七号、四十八号、六十一号
四七一番　四十九号から五十一号まで及び五十七号から五十九号まで
四七二番　五十二号から五十六号まで